

答申情第219号
令和8年5月7日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年7月14日付け産地第50号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都たばこ商業協同組合講演会資料に係る公文書一部公開決定事案(諮問情第386号)

1 審議会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、別表に示す部分については公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年2月25日に、処分庁（担当部署 産業観光局地域企業振興室）に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

「地域企業イノベーション推進室が保有する令和6年10月11日に開催された「京都(たばこ)組合一斉座談会・情報交換会」に係る文書(起案決裁を経たものについては、起案決裁文書も含む。案内、出席回答、当日資料、●●課長の講演資料(パワーポイントを含む)、復命等。)

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する。(以下、同じ。)

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「京都たばこ商業協同組合講演会資料(講演用)」(以下「本件公文書」という。)を特定したうえ、公文書一部公開決定処分(以下「本件処分」という。)をし、令和7年3月21日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

一部のたばこやの跡地の町名、最寄駅からの所要時間、地図、写真、周囲の情報等については、現在、この跡地が第三者の住居となっている可能性があり、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため(条例第7条第1号に該当)。

- (3) 審査請求人は、令和7年6月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、一部のたばこやの跡地の町名、最寄駅からの所要時間、地図、写真、周囲の情報等の公開を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件公文書について

本件公文書は、令和6年10月11日に京都たばこ商業協同組合が開催した「京都(たばこ)組合一斉座談会・情報交換会」で、処分庁職員が講演会に使用した講演会資料である。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

審査請求の対象である非公開部分は、現在、住居であり、これらの住居は、たばこ店とは無関係の第三者の住居である可能性がある。これは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第1号に該当する。

審査請求人は、「当該第三者を記録することを目的としていないことからすると、個人に関する情報に該当しない」と主張しているが、本号では、個人に関する情報を非公開とするものであり、公開・非公開の判断をする際に、目的を考慮するものではない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 一部のたばこやの跡地の町名、最寄駅からの所要時間、地図、写真、周囲の情報等の公開を求める。

(2) 条例第7条第1号に該当しない。

これらの情報はタバコ屋の跡地に係る情報として記録されているに留まり、仮にタバコ屋の跡地が第三者の住居となっていたとしても、当該第三者を記録することを目的としていないことからすると、個人に関する情報に該当しない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、令和6年10月11日に京都たばこ商業協同組合が開催した「京都（たばこ）組合一斉座談会・情報交換会」で、処分庁職員が講演会に使用した講演会資料である。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

イ 処分庁は、たばこやの跡地については、現在、当時のたばこやとは無関係の第三者の住居である可能性があることから、本件審査請求の対象となる非公開部分については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ

れがあるため条例第7条第1号に該当すると主張する。

ウ 一方、審査請求人は、これらの情報はタバコ屋の跡地に係る情報として記録されているに留まり、仮にタバコ屋の跡地が第三者の住居となっていたとしても、当該第三者を記録することを目的としていないことから、条例第7条第1号に該当しないと主張する。

エ 当審議会において本件公文書を見分したところ、たばこやの廃業に伴う街並みの変容に係る現地調査の結果として20の事例が紹介されており、事例ごとに、たばこやの跡地住所、跡地の用途、街並みの区分、周辺の現状説明、最寄駅からの所要時間、地図、写真、商店街の有無及び用途地域の種別が掲載されていることが確認された。

このうち、事例ごとに非公開とされている情報は異なるものの、たばこやの跡地住所、周辺の状況説明の一部、最寄駅からの所要時間、地図又は写真のいずれかが非公開（以下「本件非公開部分」という。）とされていることが認められた。

オ 本件公文書に掲載されている20の事例は、過去にたばこやが営まれていた跡地について、その後の利用状況が街並み形成にどのような影響を与えているかを、たばこやの跡地住所、周辺の現状説明、地図及び写真などを用いて示されている。そうすると、本件公文書作成における調査時において、当該跡地を住居として利用している所有者にとっては、自身の住居に関し、建物や土地の活用履歴、生活環境又は居住者の属性につながる情報が示されているものといえる。

当審議会としては、このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当すると認められるから、本件非公開部分は条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

カ ただし、本件非公開部分のうち、最寄駅からの所要時間の記載については、駅から徒歩10分以上の範囲については、その所要時間と他の公開されている情報とを組み合わせたとしても必ずしも当該跡地の特定につながり得るとまではいえないと考えられることから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

キ 以上から、当審議会としては、本件非公開部分のうち、別表に示す部分は公開すべきであると判断する。

ク なお、本件処分の妥当性を検討するに当たり本件公文書を見分した際、本件処分において処分庁が非公開と判断した情報と同一の性質をもついくつかの情報が公開されていることが認められた。処分庁におかれては、今後このようなことが生じないよう適切な対応に努められたい。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 公開すべきとした箇所

	公開すべき箇所
27頁	最寄駅からの所要時間
29頁	
31頁	
35頁	
37頁	
41頁	
43頁	
59頁	

(参 考)

1 審議の経過

- 令和7年 7月14日 諮問
8月13日 諮問庁からの弁明書の提出
令和8年 3月27日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第11回会議）
5月 7日 審議（令和8年度第1回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 北村 和生）